

## 秋田県警へ「自然災害に便乗した悪質商法の注意喚起チラシ」を贈呈しました

日本損害保険協会東北支部秋田損保会（会長：阪口 達彦・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社秋田支店長）では、秋田県警と連携し「自然災害に便乗した悪質商法の注意喚起チラシ」を作成し、1月24日（水）に生活安全部へ贈呈しました。

大雨や大雪、地震などの自然災害後には、「保険が使える」と言って住宅修理を勧誘する業者や保険金の請求を代行する業者とのトラブルが増加することから、当協会では注意を呼び掛けています。秋田県においては、昨年・一昨年と続いた大雨災害の際に、保険に関するトラブルのほか、次のようなケースも生じており、県民の安心が脅かされています。

- ・「公的機関からの依頼で床下の消毒をして回っている。」という業者が訪問する。
- ・「使えなくなった家具などを回収する。」などと言って業者が訪問し、トラック等に家具などを積み込んだ後で高額な費用を請求する。
- ・公的機関やボランティア団体等を名乗る者が訪問し、義援金を集める。

当協会と秋田県警は、6月23日に『「地域の安全・安心」に関する協定』を締結しています。本協定に基づき、このほど、秋田県版の注意喚起チラシを作成することとなりました。1月24日（水）に行われた贈呈式では、秋田損保会 阪口 達彦 会長から秋田県警察本部生活安全部の 萩原 勲 部長にチラシが贈呈されるとともに、悪質商法への対応について意見交換を行いました。

萩原部長からは、「秋田県内では、大雨災害などが続いており、トラブルも増えてきている。本チラシを県内各署において活用し、注意喚起を図っていきたい。」とのコメントがありました。また、阪口会長からは、「損保業界の取り組みだけでは十分でないことから、県警の皆様と協力し取り組んでいきたい」として、今後の連携について依頼がありました。

今後も、本協定に基づき、県民の皆様の安全・安心のために、県警等と連携し取り組んでまいります。



贈呈の様子  
(左：阪口会長、右：萩原部長)



意見交換の様子  
(左：萩原部長、右：阪口会長)

**あなたの保険金が狙われています!**  
火災保険・地震保険の請求を  
訪問、インターネット広告、SNS等で勧誘する  
業者とのトラブルが増えています。

**1 甘い言葉で誘惑**  
「うちがサポートすると平均100万円は  
お返しもらっていますよ。支払われた  
保険金の約1/3に相当します。」  
「えっ! サポートの手数料をとるの!?  
残ったお金では修理できないよ。」  
「100万円ももらえるの!?  
ぜひお願いします!」  
「保険金は手数料なしで  
申請いただけます。」

**2 知らない間に詐欺に加担**  
「被害経験から  
保険金の請求まで  
全てご自身に  
お任せください!」  
「うその理由で保険金請求すると  
詐欺に該当するおそれがあります。  
保険金請求のためにわざと怪状を製造する  
業者も存在します。」  
「もともと古くなって  
壊れている箇所もあるけど、  
本筋に任せていいのかな…」

「保険が使える」と言われたら!  
ご自身でご加入の「損害保険会社」が  
「損害保険代理店」に  
**まず相談!**

業者との  
トラブルにまず  
ご相談先 **0120-309-444**  
受付時間: 朝9~12時、午後2~5時 / 月~金(祝日・お盆期間を除く)

損害保険  
に関する  
ご相談先 **0570-022808**  
受付時間: 午前9時15分~午後5時  
月~金(祝日を除く)

一般社団法人日本損害保険協会 秋田県本部  
秋田県本部(秋田県庁4階) 秋田県本部(秋田県庁4階)  
秋田県本部(秋田県庁4階) 秋田県本部(秋田県庁4階)  
秋田県本部(秋田県庁4階) 秋田県本部(秋田県庁4階)

チラシ表面

秋田県のみならずへ  
**大雨、大雪、地震など  
相次ぐ自然災害に便乗した  
悪質商法に注意!!**

**様々な手口で  
悪質商法が  
行われています**

悪質商法例1  
「凶賊する。」などと言って業者が訪問し、住宅の修理などを勧められ、契約すると高額な修理代金を請求される。

悪質商法例2  
「公的機関からの依頼で床下の調査をして回っている。」という業者が訪問する。

悪質商法例3  
「使えなくなった家具などを回収する。」などと言って業者が訪問し、トラック等に家具などを積み込んだ後で高額な費用を請求する。

悪質商法例4  
「災害による被害以外でも保険を掛けて、無料で修理できる。」などと言って勧誘する。

悪質商法例5  
公的機関やボランティア団体等を名乗る業者が訪問し、義理金を集める。

**注意ポイント  
3箇条**

ポイント1  突然の訪問販売に注意すること  
ポイント2  その場ですぐに契約をしないこと  
ポイント3  1人で悩まずに誰かに相談すること

契約トラブルに関するご相談先  
全国共通の電話番号「消費者ホットライン」  
**188** 身近な消費生活相談窓口につなげます!

悪質商法に関するお問い合わせ先  
秋田県警察本部生活環境課  
**018-863-1111** (代表)

チラシ裏面

チラシの PDF は以下からご覧いただけます。  
[https://www.sonpo.or.jp/news/branch/tohoku/2023/pdf/2401\\_chirashi\\_akita\\_02.pdf](https://www.sonpo.or.jp/news/branch/tohoku/2023/pdf/2401_chirashi_akita_02.pdf)

以上